第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十の改正規定中「中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定を削る。

第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十五の二第七項の改正規定及び同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定中「、「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の十五の四第十二項の改正規定を削る。

第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第十二項の改正規定、同法第二十五条の二の二第八項の改正規定、同法第二十五条の二の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定を削る。

附則第一条第七号の三八及びニを次のように改める。

八及びニ　削除

附則第三十五条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等」を「リース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項及び附則第五十条第二項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二項において同じ。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡」に、「賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等」を「リース譲渡のうち三十一年適用日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分」に改める。

附則第五十条第二項中「長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等」を「リース譲渡（三十年改正法第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡」に、「賦払金に係る」を「リース譲渡のうち三十五年施行日以後に行ったものとみなされる」に改める。

附則第百七条の見出し中「特別控除等」を「特別控除」に改め、同条第一項中「（第十二項及び第十三項を除く。）」を削り、同条第三項を削る。

附則第百十一条中「（第十項を除く。）」を削り、「は、連結法人の連結親法人事業年度」の下に「（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第百十二条中「平成三十一年十月一日前に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第百十三条中「（第六項を除く。）」を削る。

附則第百四十三条の見出し中「特別控除等」を「特別控除」に改め、同条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第百三十九条の規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第四項の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定及び同法第九十条の十四の改正規定　平成三十年五月一日

三　次に掲げる規定　平成三十年十月一日

イ　第六条の規定（同条中たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）並びに附則第四十六条から第五十一条まで、第百三十条、第百三十一条及び第百三十五条（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十条、第五十一条第四項、第五十二条第十二項及び第十三項、第百三条第三号並びに第百五条の改正規定に限る。）の規定

ロ　第十五条中租税特別措置法第八十八条の二の改正規定（同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四　次に掲げる規定　平成三十一年一月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第八号の四の改正規定、同法第九十五条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第百六十二条の改正規定及び同法第百六十五条の六第五項の改正規定並びに附則第三条、第十条及び第十二条の規定

ロ　第二条中法人税法第二条第十二号の十九の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第百三十九条の改正規定、同法第百四十四条の二第五項の改正規定、同法第百四十四条の六第一項ただし書の改正規定及び同法第百四十九条第一項ただし書の改正規定並びに附則第二十一条、第二十九条及び第三十八条の規定

ハ　第十一条中国税通則法第百五条の改正規定

ニ　第十二条の規定及び附則第五十四条の規定

ホ　第十三条の規定及び附則第五十五条の規定

ヘ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定

ト　第十五条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十一条の二十二第一項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第百条及び第百四十二条の規定

五

イ　第二条中法人税法第四条の三第十二項の改正規定

ロ　第十五条中租税特別措置法第六十七条の五第一項の改正規定（「中小企業者又は」を「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の百二の二第一項の改正規定（「中小連結法人」の下に「（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加える部分に限る。）

六

次に掲げる規定　平成三十二年一月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第八号の四に係る部分及び同項第四十一号に係る部分を除く。）、同法第二十一条第一項第五号の改正規定、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第三十五条第四項の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同法第八十三条第一項第一号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第九十三条及び第九十四条の改正規定、同法第九十五条第一項の改正規定、同法第百六十五条第一項の改正規定、同法第百六十五条の五の二の次に一条を加える改正規定、同法第百六十五条の六第一項の改正規定、同法第百六十六条の改正規定、同法第百六十九条第三号の改正規定、同法第百七十六条に一項を加える改正規定、同法第百八十条の二の改正規定、同法第百九十条第二号ホの改正規定、同法第百九十五条の二第一項第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百十三条第一項第一号イの改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第九条及び第十三条から第十五条までの規定